

山形大学紀要(社会科学)投稿規程

本規程は、山形大学紀要(社会科学)への投稿に関する必要事項を定めたものである。

1. 名称及び発行

山形大学紀要(社会科学)[Bulletin of Yamagata University(Social Science)](以下、「社会科学紀要」と略す)と称し、毎年2回、7月と2月に山形大学学術機関リポジトリを通じて電子版で発行する。2号分をもって1巻とし、4巻ごとに冊子体で保存版を発行する。

2. 投稿資格

(1) 社会科学紀要に投稿できる者は、本学教職員であることを原則とする。ただし、以下の場合で編集委員会において適当と認めた者については投稿を認めることがある。

- ① 本学に相当年数勤務し、退職した元専任教員
- ② 本学に相当年数勤務している非常勤講師
- ③ 本学の客員研究員

(2) 本学教職員以外の者との共同研究についても、応募を認めることがある。

3. 投稿論文等の種類及び内容

(1) 社会科学及びその関連分野の論文等で以下のジャンルに属するもの。

- ① 論説
- ② 研究ノート
- ③ 資料(史料)紹介・分析
- ④ 書評, 研究動向
- ⑤ 翻訳
- ⑥ 判例評釈
- ⑦ 史料目録
- ⑧ その他編集委員会が認めたもの

(2) 原稿には欧文タイトル名及び論説には原則として欧文サマリーを添付すること。

4. 原稿の分量及び様式

(1) 投稿論文等は、そのジャンルにかかわらず、紀要各号当たり原則として一人一編までとする。ただし、異なるジャンルへの投稿の場合、一人二編まで認めることがある。

(2) 一編当たりの原稿の分量は、原則として和文原稿の場合400字詰め原稿用紙に換算して100枚以内、欧文原稿はA4判用紙の片面に周囲3cm空白を残して2段送りタイプすることにし、26枚以内とする。同じ紀要に一人二編の投稿が行われる場合、合計の分量が以上の範囲内に収まることを原則とする。

(3) 図版や図表については、その大きさを最大1ページ以内とし、枚数は最小限にとどめる。

(4) 欧文サマリーは、極力1ページ以内に収まるよう努力する。

(5) 本文、欧文サマリー、図版及び図表等全てを含め、原則として原稿一編の刷り上が

りページ数は、和文原稿の場合は(B 5判で)35 ページ以内、欧文原稿の場合は 21 ページ以内とする。同じ紀要に一人二編の投稿が行われる場合は合計のページ数が以上の範囲内に収まることを原則とする。

5. 投稿手続

(1) 原稿は、1部コピーを作り、計2部に電子媒体を添えて締切り(3月31日、10月1日各日17時)までに、小白川キャンパス事務部(小白川図書館)へ提出する。ただし、締切りが休日に当たる場合には、休み明けの最初の日を締切りとする。このとき、受付日・時間を明記した受領書を受取る。

(2) 原稿提出者は、提出原稿のコピーを各自1部保管する。

6. 論文等の審査及び掲載の可否

(1) 編集委員会は、論説と研究ノートについては査読者に審査を依頼する。論説と研究ノート以外のものについては編集委員会が必要と認めた場合は同様に審査を依頼する。

(2) 編集委員会は、審査の結果、必要ならば原稿の修正を求めることができる。

(3) 編集委員会は、審査の結果等に基づいて掲載の可否を決定し、これを小白川図書館長に報告する。

7. 校正

(1) 校正は執筆者が責任をもって行い、再校までで完了するよう努力する。

(2) 校正のため、校正刷りを著者の手元におくことができる日数は最高2日までとする。

(3) 校正は脱字や誤植の訂正に限るものとし、本文の大幅な変更(削除、挿入)は原則として認めない。

(4) 前項の規定にもかかわらず大幅な訂正が必要になった場合は編集委員会の許可を得るものとし、この場合の超過分の印刷経費は執筆者の負担とする。

8. 印刷経費の負担

(1) 掲載に要する費用は、第7条第4項に該当する場合を除き、原則として無料とする。ただし、紀要出版経費が予算を上回った場合、執筆者が掲載分量に比例してその不足分を負担することがある。

(2) 第4条第5項の制限を超える原稿の超過分の印刷経費、及びカラー印刷など特殊な印刷を要する場合、その印刷経費は執筆者負担とする。

(3) 別刷りは70部まで無料とし、この部数を超える分については執筆者が負担する。

9. 著作権利用の許諾

論文を投稿する者は、山形大学に対し、当該論文に関する著作権を設定する。また、論文等は、全て電子化し、山形大学学術機関リポジトリを通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。このため、論文を投稿する者は、山形大学に対し、当該論文に関する複製及び公衆送信を行うことを許諾するものとする。

附則

この投稿規程は、平成12年1月1日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 13 年 9 月 30 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 18 年 9 月 6 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 20 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 20 年 12 月 10 日から施行し、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この投稿規程は、平成 20 年 12 月 10 日から施行し、平成 20 年 7 月 1 日から適用する。

附則

この投稿規程は、平成 21 年 10 月 29 日から施行し、平成 21 年 10 月 1 日から適用する。

附則

この投稿規程は、平成 23 年 4 月 26 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この投稿規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附則

この投稿規程は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この投稿規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。